

令和3年(2021年)12月3日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会

会長 露崎 史朗



(仮称)新瀬棚臨海風力発電所 計画段階環境配慮書について(答申)

令和3年9月13日付け環境第626号で諮問がありましたのことについて、次のとおり答申します。

記

本事業は、久遠郡せたな町で平成17年(2005年)から稼働中の「瀬棚臨海風力発電所」(最大出力12,000kW、6基。)の更新を行うものであり、更新対象の瀬棚臨海風力発電所の近傍を含む約346.4haを事業実施想定区域として、最大出力は変更せず、更新対象より大型化した3基の風力発電機を設置する計画である。

事業実施想定区域は狩場茂津多道立自然公園に隣接し、同区域及びその周辺には自然度の高い植生、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、オオワシなどの希少鳥類の生息情報がある。また、区域の大部分に重要な地形である瀬棚-川尻海岸又は瀬棚段丘が分布しているほか、同区域には山腹崩壊危険地区や地すべり危険箇所が存在している。さらに、区域の北側及び南東側は市街地に近接し、多数の住居や学校等が存在しているほか、周辺には既設風力発電所や計画中の風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種の検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、最新の知見の収集や複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 更新事業である本事業による影響の評価に当たっては、単に現況からの変化のみに着眼することなく、これまで更新対象の瀬棚臨海風力発電所で実施してきた自主的な調査や本事業に係る現地調査等により、当該風力発電所が及ぼしている環境影響の程度を客観的に把握することに努め、それを勘案した上で適切に評価すること。

(3) 本配慮書では、風況、環境配慮事項を踏まえて事業実施想定区域を設定したとしているが、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっている。また、事業実施想定区域には山腹崩壊危険地区や地すべり危険箇所が存在していることから、土砂流出等の防止にも配慮し方法書ではそれらの検討過程について分かりやすく記載すること。

- (4) 事業実施想定区域の周辺には既設風力発電所や計画中の風力発電事業が複数あり、これらの事業との累積的影響が生じるおそれがあることから、必要な情報を入手した上で、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- (5) 本事業において、風車の設置に係る工事に加えて、更新対象風車の撤去が行われることから、工程の工夫により工事の集中を避けるなど、工事の実施に伴う環境影響を可能な限り低減すること。
- (6) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。
- (7) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

- (1) 騒音及び風車の影
- ア 事業実施想定区域の周辺には住居や学校等が存在しており、これらに対する騒音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車と住居等の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 更新対象の瀬棚臨海風力発電所では、風車の影について複数の苦情があり、稼働制限により対応している。今後の対象事業実施区域の設定や風車配置の検討に当たっては、その経緯や保全措置の結果を踏まえ、影響を回避又は十分に低減すること。
- (2) 地形及び地質
- 事業実施想定区域の大部分が重要な地形である瀬棚-川尻海岸、東側が瀬棚段丘と重複しているため、当該地形の詳細及び更新対象の瀬棚臨海風力発電所による影響の程度を把握した上で、改変を可能な限り避けることなどにより影響を回避又は十分に低減すること。
- (3) 動物
- ア 事業実施想定区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティビティマップ」において、オオワシなどの分布情報により注意喚起レベル A3 のメッシュに含まれており、特に重点的な調査が必要とされている。また、同区域及びその周辺では文献や専門家ヒアリング等により希少な鳥類や希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これら希少な動物の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 更新対象の瀬棚臨海風力発電所ではオオワシのバードストライクが確認されているため、過去の発生事例についての原因究明に努めるとともに、今後の対象事業実施区域の設定や風車配置の検討に当たっては、その結果も踏まえて影響を回避又は十分に低減すること。
- ウ 動物相については、コウモリ類や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群の専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 植物及び生態系

- ア 事業実施想定区域には、植生自然度の高い砂丘植生や保安林などの重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- ウ 生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(5) 景観

- ア 本配慮書では、主要な眺望点についてはせたな町へのヒアリングなどにより選定しているが、事業実施想定区域が市街地に近いことから、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所からの眺望への影響を適切に把握できるように眺望点を追加すること。また、景観資源については、自然環境の観点のみから選定しているが、史跡や文化財など歴史的・文化的な観点からも検討すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 事業実施想定区域は、立象山などの優れた景観を有する狩場茂津多道立自然公園に隣接しており、風車の設置により公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。また、事業実施想定区域には、景観資源である「瀬棚-川尻海岸」及び「瀬棚段丘」が含まれており、事業による改変により直接的な影響を受ける可能性があるほか、主要な眺望点である「後志利別川（河口）」からは、風車の垂直見込角が極めて大きなものとなると予測され、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。